排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

Waste Today

3月号
2017
2017.3.21
発行者：株式会社リーテム

今月のテーマ
「廃棄物処理法改正の閣議決定（2017.3.10）について」

１月のコラムでも、廃棄物処理法のパブコメの紹介をさせていただきましたが、その議論の中の「法律」にあたる部分を閣議決定されたという環境省報道発表をご紹介します。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定についてhttp://www.env.go.jp/press/103794.html

法改正案の概要

(1)特別管理産業廃棄物の電子マニフェストの義務化
環境省発表には、「特定の産業廃棄物」を「多量」に処理委託する場合となっており、それらは環境省令で定めるとしているが、おそらくは特別管理産業廃棄物のことであり、多量の数量は不明。

(2)有価物である雑品スクラップの適正保管、届出等
廃棄物処理法は廃棄物に限定しての法律ではなく、生活環境保全のおそれがある有価物についても守備範囲となっており、雑品スクラップ業者に対する適正保管と届出等を義務付け。

(3)処理業者の許可取消後の行政処分等を可能に
ダイコーの廃食品の事案でも露見されたように、これまでは処理業者の許可を取消処分してしまうと行政による措置を命ずることができなかったが、改正後は行政処分等が可能に。

(4)親子会社の廃棄物処理の効率化・合理化
親子会社であっても法人格が違うと、子会社の施設を活用して親会社の廃棄物を処理できないなどのジレンマがあったが、改正後は都道府県の認定を受ければそれは可能に。

施行日

これらの法改正案は、この閣議決定の後、国会による審議を通過して公布される予定ですが、その公布日から起算して(1)の特別管理産業廃棄物の電子マニフェスト以外は、１年以内となっていますので、もしかしたら平成30年の４月になるかもしれません。
また、(1)の特管の電子マニフェストは、公布後３年以内となっています。これは、電子マニフェストの導入にはそれなりの時間軸を要しますので、平成31年か32年の４月になるのではないでしょうか。

その他

これ以外にもパブコメでもいくつか議論されておりますが、これらについては、前項の公布と合わせて政省令が公布され施行される（項目によっては通知対応も）ことになるものと思われますので、その準備等も必要になるものと思われます。
（１月のコラム参照）
https://www.re-tem.com/ecotimes/column/kaisei_20170120/

Re-Tem
株式会社リーテム　TEL.03-3251-7041　Mail. info@re-tem.com
〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2　新神田ビル7F　http://www.re-tem.com/